

令和6年1月16日

令和6年能登半島地震により被災された皆さまへ

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当組合では、今回の被災された皆さまに、当面の間、下記のとおり便宜的なお取り扱いをさせていただきますので、ご遠慮なく最寄りの店舗窓口にご相談ください。

記

1. 預金証書、通帳を紛失された場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金の払い戻しに対応いたします。
2. お届けの印鑑を紛失された場合は、拇印等にて対応いたします。
3. 定期預金などの期限前払戻しならびに定期預金を担保とする貸付も対応いたします。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるように対応いたします。
5. 災害時における手形・小切手および電子記録債権の取引停止処分等についても、ご事情を考慮のうえ対応いたします。
6. 汚れた紙幣や損傷した貨幣の両替についても対応いたします。
7. 応急資金や災害の復旧に向けた資金などのお申し込みやお借入金の返済猶予等につきましてもお気軽にご相談ください。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に係る相談に応じます。
9. 罹災証明が必要なお取引であっても、他の手段により被災状況を確認するなど、被災された皆さまの状況を考慮して対応いたします。

以上



はばたき信用組合